

お医者さんにかかるとき

病院などの窓口で保険証などを提示すれば、年齢などに応じた自己負担割合を支払うだけで、つぎのような医療を受けることができます。

- 1 診療・検査
- 2 病気やケガの治療
- 3 薬や注射などの処置
- 4 入院および看護(入院したときの食事代は別途負担します)
- 5 在宅療養(かかりつけ医による訪問診療)および看護
- 6 訪問看護(医師の指示による)



国保の保険給付が受けられないもの

- 1 正常な妊娠、出産 ・ 経済上の理由による妊娠中絶
- 2 歯列矯正、美容整形 ・ 健康診断、集団検診、予防接種
- 3 日常生活に支障のないわきが、しみ等の治療
- 4 仕事上の病気やケガ(労災保険が適用とされます。)
- ※ ケンカや泥酔、犯罪を犯したときや故意による病気ケガなどは給付が制限される場合があります。

子どもの定期予防接種や、インフルエンザの予防接種とかは全額実費になってしまうの??
メタボも生活習慣病も心配だけど、健診代がもったいないから具合が悪くなってから考えようかな〜...



- ・国民健康保険に加入している40歳以上の方は「**特定健診**」を無料で受診することができます。
- ・特定健診では医師の診察、基本的な検査の他に、肥満度や中性脂肪、コレステロール値などの血液検査などを行い、生活習慣病などの予防・早期発見を目指しています。
- ・必要に応じて保健師や栄養士の保健指導も行っていますので、市民の皆様の健康増進を後押しします
- ・一部がん検診についても、クーポン券などを【健康推進課 (庁舎2階)】にて発行しています。
- ・また一部予防接種については一部助成や公費で受けることができます。

**安心して
ください♥**



踏み出そう 家族のために第一歩 受けて安心 特定健診